



平成 23 年 5 月 10 日

各 位

会社名 株式会社 島津製作所  
 代表者名 代表取締役社長 中本 晃  
 (コード番号 7701 東証・大証各第 1 部)  
 問合せ先 取締役法務部長 西原 克年  
 (TEL075-823-1160)

### 当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の継続について

当社は、平成 20 年 5 月 14 日開催の当社取締役会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「旧プラン」といいます。）の導入を決議し、同年 6 月 27 日開催の当社第 145 期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきましたが、旧プランの有効期間は、平成 23 年 6 月 29 日開催予定の当社第 148 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとなっております。

当社は、旧プランの有効期間満了に先立ち、平成 23 年 5 月 10 日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 118 条第 3 号本文に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）ならびに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（同号口(2)）の一つとして、旧プランの内容を一部改定した上、継続することとした（以下、改定後のプランを「本プラン」といいます。）、その具体的な内容を決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。本プランは、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に継続することといたします。なお、本プランの具体的な内容を決定した上記取締役会には、社外監査役 2 名を含む当社監査役 4 名全員が出席し、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、その継続に賛成しております。

本プランの継続に際し、株券電子化が実施されたこと等を踏まえた所要の修正、その他形式的な修正等を行っておりますが、3. 本プランの内容について実質的な変更はありません。

#### 1. 本プラン継続の必要性について

当社取締役会は、当社株式を上場し自由な取引を認める以上、支配権の移転を伴う当社株式の大量買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の意思に委ねられるべきものと考えております。また、当社取締役会は、大量買付行為であっても、当社グループの企業価

値ひひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値ひひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

こうした状況において、後記2.で述べる当社の企業価値の源泉および中期経営計画の取組みが当社の株式の大量買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられない場合には、当社グループの企業価値ひひいては株主共同の利益は毀損されることになります。また、外部者である買収者からの大量買付の提案を受けた際には、上記事項のほか、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、その他当社グループの企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握した上で、当該買付が当社グループの企業価値ひひいては株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

以上を踏まえ、当社取締役会は、当社株式に対する大量買付が行われる際に、当該大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために代替案の提示や買収者との交渉を行うことを可能としたりすることなどの、当社グループの企業価値ひひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断しました。

このような判断に基づき、当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、本定時株主総会で株主の皆様のご承認を頂けることを条件に、旧プランの内容を一部改定した上、本プランを継続することを決定いたしました。なお、当社は本日現在、当社株式の大量買付にかかる提案等を一切受けていないことを申し添えます。

## 2. 当社の企業価値ひひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組み

### (1) 当社の企業価値の源泉について

当社は、わが国が文明開化を推し進めていた明治8年(1875年)に、科学立国の理想に燃えた創業者島津源蔵が教育用理化学器械の製造の業を興したのに始まります。以来、レントゲン博士のX線発見の翌年にはわが国でいち早くX線写真の撮影に成功し、その技術をもとに国産初の医療用X線装置の開発に結実させたことなどをはじめとして、創業以来の進取の精神に学び、これを糧として、新しい分野の技術や製品を切り開き事業化していくなかで、計測機器、医用機器、航空機器、産業機器という今日の事業の基盤を築いてきました。

当社は、こうして築き上げてきた事業基盤を基礎として、グローバルな市場競争が激化するなかで、当社の企業集団の多様な経営資源を最大限に活用し、顧客の真の要求に応えて、より

優れた価値をもたらす競争力のある製品とサービスを提供することにより、顧客、株主、取引先、従業員、地域社会など当社をとりまくステークホルダーの皆様の期待に応え、長期的な視点で事業を発展させ、企業価値の持続的な向上を図るとともに社会的責任を果たしていくことを経営上の基本方針としています。

当社は「科学技術で社会に貢献する」という社是を実現するために、計測、医用、航空、産業機器を中心とする先端的な製品とサービスを提供するメーカーとして、将来を見据えた基礎研究や先進的な製品・事業の開発・製造・マーケティングのために多くの経営資源を投下しており、これらの経営施策が効果的に事業上の成果をもたらすためには、経営・事業方針の継続性を維持する必要があります。また、企業をとりまく激動する情勢のなかで、当社が持続的に成長を遂げていくための最大の源泉は、社是・経営理念や事業目標の実現に向けた従業員と経営陣との深い信頼関係を背景とした人材と組織、これを基盤とするノウハウや創意の蓄積と創造的な活力であり、それらを育む企業風土あります。

このように、当社の企業価値は、当社がこれまでに投じ、培ってきた有形無形の財産と、その財産を活用して、長期的に發揮させていく的確な経営諸施策の遂行にその重要な源泉があります。

当社グループは、このような独自の強みを企業価値の源泉とし、「科学技術で社会に貢献する」という社是のもと、経営理念である「人と地球の健康への願いを実現する」企業グループを目指しております。

## （2）中期経営計画の取組み

当社グループは、「真のグローバル企業へ」という長期ビジョンのもと、企業価値の向上に努めています。現中期経営計画（平成23年4月～平成26年3月）では、「世界の顧客に選ばれるNo.1パートナー」を目指すという基本方針を掲げて以下の諸施策を着実に実行することにより、この3年間で当社グループが大きく成長することを目指しています。

成長戦略として、グローバル戦略商品の投入・ソリューションの提供により世界をリードすることを目標とします。具体的には、重要市場である欧米等の先進国と中国を中心とした新興国、各々の市場の特性に対応した新製品・グローバル戦略商品の投入と販売網の整備により、先進国、新興国双方での成長を図り、グローバルでの成長を追求します。また、成長するアフターマーケット市場でのビジネスの強化、アプリケーションやノウハウの提供など顧客の多様なニーズを解決するソリューションの提供、新事業の強化等により、顧客が求める新しい価値を提供していきます。さらに、成長市場・強い事業に対して経営資源を集中し、研究開発の強化などの戦略的投資を行うことで、新技術・新事業への挑戦と世界No.1のグローバル戦略商品の開発を目指します。

成長戦略を着実に実行していくためには、急激な市場変動にも耐えうる安定した収益体质が不可欠です。海外生産拠点の強化を始めとするグローバルな視点での生産改革、為替リスクに対応するための調達コスト削減などを目的とした調達改革、営業・管理部門等の生産性の向上など、グローバルに業務の効率化を行い、当社グループ全体の収益体质の改善を図ります。

このような成長戦略、収益体質改善を推し進めるための組織基盤の強化にも取り組みます。世界の顧客に選ばれるソリューションの提供を可能にするマーケティング、商品企画、研究開発、製造、販売などの機能の強化、それらを担う人材育成等、グローバルな組織・機能改革を進めています。

当社グループは、こうした活動により「世界の顧客に選ばれるNo.1パートナー」を目指すなかで、企業価値の持続的な向上を図っていきます。

### 3. 本プランの内容

#### (1) 本プランの概要

##### (a) 買付等に係る手続の設定

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等に対する買付もしくはこれに類似する行為またはその提案（以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し、①事前に当該買付等に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、②当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、③株主の皆様に当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉を行っていくための手続を定めています。

なお、本プランの手続の流れ（概要）は、別紙3のフローチャートのとおりです。

##### (b) 対抗措置の概要

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合（その要件の詳細については下記（3）「対抗措置の発動の要件」ご参照）には、当社は、新株予約権（その主な内容は下記（4）「本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当て、その他法令または当社定款が当社取締役会の権限として認める措置（以下「対抗措置」と総称します。）を行うものとし、具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することとします。

##### (c) 取締役会の恣意的判断を排するための特別委員会の利用

本プランにおいては、対抗措置の発動または不発動の判断について、当社取締役会の恣意的判断を排するため、特別委員会規則（その概要については別紙1ご参照）に従い、当社経営陣からの独立性の高い社外監査役および有識者から構成される特別委員会の判断を経るとともに、株主の皆様に特別委員会が適切と判断する時点で情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

現在の特別委員会の委員は、当社社外監査役1名および社外の有識者2名により構成されています（継続後の特別委員会の委員の選任基準、決議要件および決議事項等については別紙1ご参

照)。

## (2) 買付等に係る手続

### (a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①または②に該当する買付等がなされる場合を適用対象とします。

①当社が発行者である株券等<sup>1</sup>について、保有者<sup>2</sup>の株券等保有割合<sup>3</sup>が20%以上となる買付等

②当社が発行者である株券等<sup>4</sup>について、公開買付け<sup>5</sup>に係る株券等の株券等所有割合<sup>6</sup>および  
その特別関係者<sup>7</sup>の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

### (b) 買付者等に対する情報提供の要求

上記(a)に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が友好的な買付等であると認めた場合を除き、当該買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、下記の各号に定める情報(以下「本必要情報」といいます。)および当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を日本語で記載した書面(以下「本必要情報を含め「買付説明書」と総称します。)を当社の定める書式により提出して頂きます。当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを特別委員会に提供するものとします。

当社取締役会または特別委員会が、買付者等から提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、当社取締役会は、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提出するよう求めることができます。この場合、買付者等においては、当該期限までに、情報を、日本語で作成した書面により、追加的に当社取締役会に対して提供して頂きます。当社取締役会は、追加的に提供された情報を受領した場合、速やかにこれを特別委員会に提供するものとします。

## 記

①買付者等およびそのグループ(共同保有者<sup>8</sup>、特別関係者および(ファンドの場合は)各組合員その他の構成員を含みます。)の詳細(具体的名称、資本構成、財務内容等を含みま

<sup>1</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本プランにおいて別段の定めがない限り同じとします。

<sup>2</sup> 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。本プランにおいて同じとします。

<sup>3</sup> 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本プランにおいて同じとします。

<sup>4</sup> 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。②において同じとします。

<sup>5</sup> 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本プランにおいて同じとします。

<sup>6</sup> 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本プランにおいて同じとします。

<sup>7</sup> 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本プランにおいて同じとします。

<sup>8</sup> 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)。本プランにおいて同じとします。

す。)

- ②買付等の目的、方法および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等および関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ③買付等の価額の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容等）および取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ④当社および当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑤当社および当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社および当社グループとの関係に関し、買付等完了後に予定する変更の有無およびその内容
- ⑥当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑦その他当社取締役会または特別委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、特別委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書および本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記（d）①に記載のとおり、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

(c) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

①当社取締役会に対する情報提供の要求

特別委員会は、買付説明書および本必要情報を受領した場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書および本必要情報の内容と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行うために、当社取締役会に対しても、適宜回答期限（原則として60日を上限とします。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）、その根拠資料、代替案その他特別委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができます。

②特別委員会による検討作業

当社取締役会および特別委員会が買付者等から提出された情報が本必要情報として十分であると判断した場合、当社取締役会は、買付者等に対してその旨を通知するとともに、以下に定める検討期間の開始日および終了日、その他当社取締役会が適切と判断する事項について、当社取締役会が適切と判断する時点で情報開示します。

特別委員会は、買付者等および（当社取締役会に対して上記のとおり情報等の提示を要求した場合には）当社取締役会からの情報・資料等の提出が十分になされたと判断した日から原則として60日間が経過するまで（但し、下記（d）③に記載する場合などには、特

別委員会は当該期間を延長することができるものとします。) (以下「特別委員会検討期間」といいます。) に、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討、および当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。

特別委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

買付者等は、特別委員会が、当社取締役会を通じて、検討資料その他の情報提供等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

### ③情報開示

当社は、買付者等が現れた事実、買付者等から買付説明書が提出された事実および本必要情報その他の情報のうち特別委員会または当社取締役会が適切と判断する事項について、特別委員会または当社取締役会が適切と判断する時点で情報開示を行います。

#### (d) 特別委員会による勧告等の手続

特別委員会は、買付者等が現れた場合において、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。なお、特別委員会が当社取締役会に対して下記①から③に定める勧告をし、またはその他の決議をした場合、その他特別委員会または当社取締役会が適切と考える場合には、当社取締役会は、当該勧告等の概要その他特別委員会または当社取締役会が適切と判断する事項（特別委員会検討期間を延長する場合にはその期間および理由を含みます。）について、適切と判断する時点で情報開示を行います。

##### ①特別委員会が対抗措置の発動を勧告する場合

特別委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、その他買付者等の買付等の内容の検討の結果、買付者等による買付等が下記（3）「対抗措置の発動の要件」に定める要件のいずれかに該当し対抗措置を発動することが相当であると判断した場合には、特別委員会検討期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

但し、特別委員会は、一旦対抗措置の発動の勧告をした後、対抗措置として、例えば本新株予約権の無償割当ての実施が当社取締役会で決議された場合においても、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、行使期間開始日（下記（4）「本新株予約権の無償割当ての概要」（f）において定義されます。）までの間、（無償割当ての効力発生時までは）本新株予約権の無償割当ての中止、または（無償割当ての効力発生後は）本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うものとします。

- (イ) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合
- (ロ) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記（3）「対抗措置の発動の要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、または該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが

### 相当でない場合

#### ②特別委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合

特別委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記（3）「対抗措置の発動の要件」に定める要件のいずれにも該当しないまたは該当しても対抗措置を発動することが相当でないと判断した場合には、特別委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、対抗措置を発動しないことを勧告します。

但し、特別委員会は、一旦対抗措置の不発動を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となつた事実関係等に変動が生じ、下記（3）「対抗措置の発動の要件」に定める要件のいずれかに該当することとなった場合には、対抗措置の発動の勧告を含む新たな判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

#### ③特別委員会が特別委員会検討期間の延長を行う場合

特別委員会が、特別委員会検討期間満了時までに、対抗措置の発動または不発動の勧告を行うに至らない場合には、特別委員会は、当該買付者等の買付等の内容の検討・当該買付者等との交渉・代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内で、特別委員会検討期間を延長する旨の決議を行います（なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとします。）。

上記決議により特別委員会検討期間が延長された場合、特別委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に対抗措置の発動または不発動の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

当社取締役会は、上記決議による具体的な延長期間および当該延長期間が必要とされる理由について、速やかに情報開示を行います。

#### (e) 取締役会の決議

当社取締役会は、特別委員会の上記勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。なお、当社取締役会が対抗措置の不発動の決議を行うまでは、買付者等は、買付等を行ってはならないものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

### （3）対抗措置の発動の要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当し対抗措置を発動することが相当と認められる場合、上記（2）「買付等に係る手続」（e）に記載される当社取締役会の決議により、対抗措置を発動することを予定しております。なお、上記（2）「買付等に係る手続」（d）のとおり、下記の要件に該当し対抗措置を発動することが相当か否かについては、必ず特別委員会の勧告を経て決定されることになります。

## 記

- (a) 本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合
- (b) 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
  - ①株券等を買い占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
  - ②当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
  - ③当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - ④当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (d) 当社取締役会に当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない買付等である場合
- (e) 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報が提供されず、または提供された場合であっても著しく不十分な提供である場合
- (f) 買付等の条件（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等および関連する取引の実現可能性、買付等の後の経営方針・事業計画、ならびに買付等の後における当社の他の株主、従業員、取引先その他の当社に係るステークホルダーに対する対応方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分または不適当な買付等である場合
- (g) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、取引先等との関係または当社の企业文化等を破壊することなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

### （4）本新株予約権の無償割当ての概要

対抗措置として、当社取締役会において本新株予約権の無償割当てを実施することを決議し

た場合、本新株予約権の無償割当ての概要は以下のとおりです（その詳細については別紙2「新株予約権の要項」ご参照）。

(a) 新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式の総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載または記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である株式<sup>9</sup>の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株（但し、新株予約権無償割当て決議において別段の定めをする場合はその株式数）とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの価額は、1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。

(f) 本新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とします。但し、下記(i)項の規定に基づき、当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

---

<sup>9</sup> 将来、当社が種類株式発行会社（会社法第2条第13号）となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式および②本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本定時株主総会開催時において、現に発行している株式（普通株式）と同一の種類の株式を指すものとします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(I) 特定大量保有者、(II) 特定大量保有者の共同保有者、(III) 特定大量買付者、(IV) 特定大量買付者の特別関係者、(V) 上記(I)ないし(IV)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、および、(VI) 上記(I)ないし(V)に該当する者の関連者(以下、(I)ないし(VI)に該当する者を「非適格者」といいます。)は、原則として本新株予約権行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権行使することができません(但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の有する本新株予約権も下記(i)項のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。なお、上記に用いられる用語の定義および詳細については、別紙2「新株予約権の要項」をご参照下さい。

(h) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ①当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、全ての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。
- ②当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

なお、上記に用いられた用語の定義および詳細については、別紙2「新株予約権の要項」をご参照ください。

(5) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、株主総会の決議によって、または取締役会の決議によ

って本プランを廃止することができるものとします。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中に特別委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止または変更等がなされた場合には、当該廃止または変更等の事実および(変更等の場合には)変更等の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

なお、本プランにおいて引用する法令、規則等の規定は、平成23年5月10日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃等により、本プランの条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会は、当該新設または改廃等の趣旨を考慮の上、当該条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えまたは修正することができるものとします。

#### 4. 本プランの合理性

##### (1) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

当社は、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に本プランを継続いたします。

また、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会または取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。

##### (2) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの継続にあたり、取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、対抗措置の発動、不発動、および廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として特別委員会を引き続き設置します。特別委員会は、特別委員会規則に定める選任基準に基づき選任された、当社経営陣からの独立性の高い委員により構成されます。

実際に当社に対して買付等がなされた場合には、上記3.(2)「買付等に係る手続」に記載したとおり、こうした特別委員会が、特別委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して、会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、特別委員会によって、当社取締役会の恣意的判断を排除するとともに、特別委員会の判断の概要については株主の皆様に適時適切に情報開示をすることとしており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

##### (3) 合理的な客観的要件の設定

本プランでは、上記3.(2)(d)「特別委員会による勧告等の手続」および3.(3)「対抗措置の発動の要件」に記載したとおり、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ、

対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

#### (4) 第三者専門家の意見の取得

買付者等が出現すると、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとしています。これにより、特別委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

#### (5) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記3.(5)「本プランの有効期間、廃止および変更」に記載したとおり、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

#### (6) 買収防衛策に関する指針を踏まえた内容であること

本プランは、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえたものとなっています。

### 5. 株主の皆様等への影響

#### (1) 本プランの継続時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時点においては、対抗措置の発動は行われませんので、株主および投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

#### (2) 対抗措置の発動時に株主および投資家の皆様に与える影響

対抗措置として、当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、金銭の払込みその他下記

#### (3) 「対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要となる手続」(b)において詳述する本新株

予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることになります。但し、当社は、下記（3）「対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要となる手続」（c）に記載する手続により、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することができます。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、保有する当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、当社は、割当期日や本新株予約権の無償割当ての効力発生後においても、例えば、買付者等が買付等を撤回した等の事情により、本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の行使期間開始日前日までに、当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて本新株予約権を取得することがあり、その場合には、当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じませんので、当社株式1株あたりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

### （3）対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要となる手続

#### （a）本新株予約権の無償割当ての手続

対抗措置として、当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てに係る割当期日を公告し、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、本新株予約権の無償割当てを実施いたします。

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となります。

#### （b）本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、ならびに株主ご自身が非適格者でないこと等についての表明・保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、権利行使期間内でかつ当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでに、これらの必要書類を提出した上、新株予約権の目的である株式1株当たり、1円を下限として当社1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において定める価額を払込取扱場所に払い込むことにより、本新株予約権1個につき、原則として1株（但し、新株予約権無償割当て決議において別段の定めをする場合はその株式数）の当社株式が発行されることになります。

#### （c）当社による新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに当社株式を株主の皆様に交付するときは、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明・保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出頂くことがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細等につきましては、対抗措置の発動に関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以 上

## 特別委員会規則の概要

1. 特別委員会は当社取締役会の決議により設置される。
2. 特別委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i) 当社社外監査役または(ii)有識者のいずれかに該当する者から、当社取締役会が選任する。但し、有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者、官庁出身者またはこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
3. 特別委員会委員の任期は、選任のときから1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日または別途当該特別委員会委員と当社が合意した日までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 特別委員会は、当社取締役会の諮問を受けた場合には、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この特別委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行う。なお、特別委員会の各委員および当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  - ①対抗措置の発動または不発動
  - ②対抗措置の中止またはそれらに類する事項
  - ③その他、当社取締役会が特別委員会に諮問した事項
5. 上記に定めるところに加え、特別委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができる。
  - ①本プランの対象となる買付等への該当性の判断
  - ②特別委員会検討期間の延長の決定
  - ③買付者等および当社取締役会が特別委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定
  - ④買付者等の買付等の内容の精査・検討
  - ⑤当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
  - ⑥当社取締役会に対する対抗措置の中止の勧告
  - ⑦本プランの修正または変更の承認
  - ⑧その他本プランにおいて特別委員会が行うことができると定められた事項
  - ⑨当社取締役会が別途特別委員会が行うことができるものと定めた事項
6. 特別委員会は、買付説明書および提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、当社取締役会を通じて、追加的に情報を提出するよう求めることができる。また、特別委員会は、買付者等から買付説明書および特別委員会から追加

提出を求められた本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、所定の合理的な期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他特別委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができる。

7. 特別委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他特別委員会が必要と認める者の出席を要求し、委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
8. 特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。
9. 各特別委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも特別委員会を招集することができる。
10. 特別委員会の決議は、原則として、特別委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、特別委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以 上

## 新株予約権の要項

### I. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

#### (1) 新株予約権の内容および数

株主に割り当てる新株予約権（以下、個別にまたは総称して「新株予約権」という。）の内容は下記II. 記載の事項を含むものとし、新株予約権の数は、新株予約権の無償割当て決議（以下「新株予約権無償割当て決議」という。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式の総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する。）と同数とする。

#### (2) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載または記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を割り当てる。

#### (3) 新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とする。

### II. 新株予約権の内容

#### (1) 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権1個の目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、原則として1株（但し、新株予約権無償割当て決議において別段の定めをする場合はその株式数）とする。

#### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1) 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額（下記2）

に定義される。）に對象株式数を乗じた価額とする。

2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）は、1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1を上限とする金額の範囲内

で、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める金額とする。時価とは、

新株予約権無償割当て決議に先立つ90日間（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含む。）に相当する

金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。

#### (3) 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使

期間の初日を「行使期間開始日」という。)とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。但し、下記(7)項の規定に基づき当社が新株予約権を取得する場合、当該取得に係る新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前日までとする。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるとときは、その前営業日を最終日とする。

#### (4) 新株予約権の行使の条件

- 1) (I) 特定大量保有者、(II) 特定大量保有者の共同保有者、(III) 特定大量買付者、(IV) 特定大量買付者の特別関係者、(V) 上記(I)ないし(IV)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、および、(VI)上記(I)ないし(V)に該当する者の関連者(以下、(I)ないし(VI)に該当する者を「非適格者」という。)は、新株予約権を行使することができない。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。

- ①「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。)で、当該株券等に係る株券等保有割合(同法第27条の23第4項に定義される。以下同じ。)が20%以上である者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。)をいう。
  - ②「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。)。
  - ③「特定大量買付者」とは、公開買付け(金融商品取引法第27条の2第6項に定義される。)によって当社が発行者である株券等(同法第27条の2第1項に定義される。以下本③において同じ。)の買付け等(同法第27条の2第1項に定義される。以下同じ。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含む。)に係る株券等の株券等所有割合(金融商品取引法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。)がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。)をいう。
  - ④「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される者をいう(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。)。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。
  - ⑤ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。)、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。
- 2) 上記1)にかかわらず、下記①ないし④の各号に記載される者は、特定大量保有者また

は特定大量買付者に該当しないものとする。

- ①当社、当社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。）または当社の関連会社（同規則第8条第5項に定義される。）
  - ②当社を支配する意図がなく上記1) (I)に記載する要件に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、上記1) (I)に記載する要件に該当することになった後10日間（但し、当社取締役会はかかる期間を延長することができる。）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより上記1) (I)に記載する要件に該当しなくなった者
  - ③当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記1) (I)に記載する要件に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者（但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）
  - ④その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（非適格者に該当すると当社取締役会が一旦認めたものの、後日当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者を含む。また、当社の企業価値または株主共同の利益に反しないことについての一定の条件を取り決めた場合には、当該条件が満たされていることを当社取締役会が認めた場合に限る。）
- 3) 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者に新株予約権行使させるに際し、(i)所定の手続の履行もしくは(ii)所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。）の充足、または(iii)その双方（以下「準拠法行使手続・条件」と総称する。）が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行または充足されたと当社取締役会が認めた場合に限り新株予約権行使することができ、これが履行または充足されたと当社取締役会が認めない場合には新株予約権行使することができないものとする。但し、当該管轄地域に所在する者に新株予約権行使させるに際し当社が履行または充足することが必要とされる準拠法行使手續・条件については、当社取締役会としてこれを履行または充足する義務は負わないものとし、当該準拠法行使手續・条件が全て履行または充足されたと当社取締役会が認めた場合であっても、当社取締役会は、その者の新株予約権の行使に関して一切責任を負わないものとする。また、当該管轄地域に所在する者に新株予約権の行使をさせることができない場合には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権行使することができない。
- 4) 上記3)にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、(i)自らが米国1933年証券法ルール501(a)に定義する適格投資家（accredited investor）であることを表明、保証し、かつ(ii)その保有する新株予約権の行使の結果取得する当社株式の転売は東京証券取引所および大阪証券取引所における普通取引（但し、事前の取決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行わないものとする。）によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該新株予約権行使することができる。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該新株予約権行使するために当社が履行または充足が必要とされる米国1933年証券法レギュレーションDおよび米国州法に係る準拠法行使手續・条件を履行また

は充足するものとする。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記(i)および(ii)を充足しても米国証券法上適法に新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、新株予約権行使することができない。

- 5) 新株予約権者は、当社に対し、自らが非適格者に該当せず、かつ、非適格者に該当する者のために行使しようとしている者ではないこと、および新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を誓約する書面ならびに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権行使することができるものとする。
- 6) 新株予約権を有する者が本(4)項の規定に従い新株予約権行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金  
新株予約権の行使により当社株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額全額とし、資本準備金は増加しないものとする。

#### (6) 新株予約権の譲渡制限

- 1) 新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。
- 2) 新株予約権を譲渡しようとする者が日本国外に所在する者であって、上記(4)③および④の規定により新株予約権行使することができない者（非適格者を除く。）であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定する。
  - ①当該管轄地域に所在する者による新株予約権の全部または一部の譲渡による取得に関し、譲渡人および譲受人が作成し署名または記名捺印した差入書（下記②ないし④に関する表明・保証条項および補償条項を含む。）が提出されているか否か
  - ②譲受人が非適格者に該当しないことが明らかか否か
  - ③譲受人が当該管轄地域に所在せず、当該管轄地域に所在する者のために譲受しようとしている者ではないことが明らかか否か
  - ④譲受人が非適格者のために譲受しようとしている者でないことが明らかか否か

#### (7) 当社による新株予約権の取得

- 1) 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を別途取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、全ての新株予約権を無償で取得することができる。
- 2) 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し（その一部の取得は認められない。）、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社

株式を交付することができる。

また、かかる取得がなされた日以降に、新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該者の有する新株予約権のうち当該当社取締役会の別途定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。

(8) 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、および株式移転の場合の新株予約権の交付

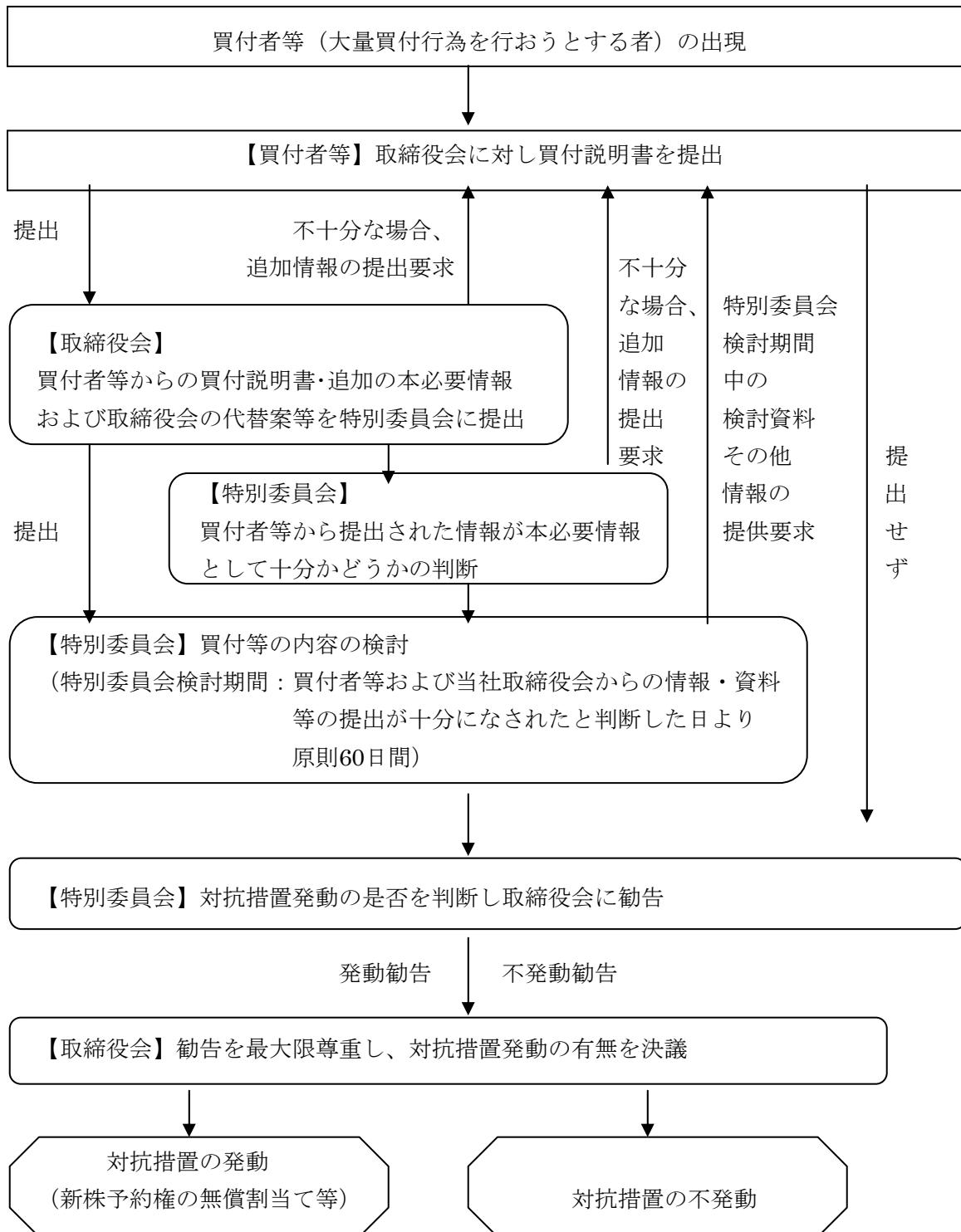
新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める。

(9) 新株予約権証券の発行

新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

以 上

## 手続の流れ(概要)



(注) 本図はあくまでもイメージであり、本プランの詳細につきましては本文をご参照下さい。

以上

〈参考〉

## 1. 特別委員会委員の略歴

特別委員会の委員は、現在、以下の3名であり、本プランの継続に際し、その全員が再任される予定です。

(1) 西村 信哉 (にしむら のぶや)

当社社外監査役

昭和15年6月14日生まれ

〔略歴〕

昭和38年4月 新三菱重工業株式会社入社

平成 4年4月 日本輸送機株式会社入社

平成 8年6月 同社取締役

平成11年6月 同社常務取締役

平成13年6月 同社監査役

平成17年6月 当社監査役（現在に至る）

西村信哉氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

(2) 大浦 淳 (おおうら ひろし)

社外有識者 株式会社アドバンテスト相談役

昭和9年2月14日生まれ

〔略歴〕

昭和31年4月 富士通信機製造株式会社（現富士通株式会社）入社

昭和60年6月 同社取締役

昭和63年6月 同社常務取締役

平成元年6月 株式会社アドバンテスト代表取締役社長

平成13年6月 同社代表取締役会長

平成15年6月 富士通株式会社取締役（現在に至る）

平成17年6月 株式会社アドバンテスト取締役相談役

平成19年6月 同社相談役

平成22年6月 同社名誉顧問（現在に至る）

大浦 淳氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

(3) 澤口 実 (さわぐち みのる)

社外有識者 森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士

昭和41年7月23日生まれ

[略歴]

平成 5年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会）

平成12年7月 産業構造審議会総合部会新成長政策小委員会企業法制分科会委員

平成17年4月 一橋大学法科大学院法学研究科講師（現在に至る）

澤口 実氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

## 2. 当社の大株主の状況

平成23年3月31日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

| 株 主 名                   | 当社への出資状況 |          |
|-------------------------|----------|----------|
|                         | 持株数 (千株) | 出資比率 (%) |
| 日本トライ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 22,613   | 7.67     |
| 明治安田生命保険相互会社            | 20,742   | 7.03     |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 19,767   | 6.70     |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行           | 7,672    | 2.60     |
| 太陽生命保険株式会社              | 7,411    | 2.51     |
| サジヤツブ                   | 7,261    | 2.46     |
| 東京海上日動火災保険株式会社          | 7,008    | 2.38     |
| 全国共済農業協同組合連合会           | 6,942    | 2.35     |
| 日本生命保険相互会社              | 6,182    | 2.10     |
| 野村信託銀行株式会社(信託口)         | 5,133    | 1.74     |
| 合 計                     | 110,732  | 37.53    |

(注) 出資比率は、自己株式 (1,057,559株) を控除して算出しております。

【参考】当社の株式に関する事項は次のとおりです。

1. 発行可能株式総数 800,000,000株
2. 発行済株式の総数 296,070,227株
3. 株主数 28,291名

以 上